



【発行】 やまぐち食の安心・安全推進協議会
 （事務局）山口県環境生活部生活衛生課
 753-8501 山口市滝町1-1
 TEL: 083-933-2974/FAX: 083-933-3079
 E-mail: a15300@pref.yamaguchi.lg.jp

©山口県

くるみのアレルギー表示が義務化されました！

令和5年3月9日、くるみによるアレルギー症例数の増加等を踏まえた食品表示基準の改正により、
アレルギー表示が義務付けられた品目（特定原材料）として新たに「くるみ」が追加されました

食物アレルギーってなに？

食事をしたときに、身体が食物に含まれるたんぱく質等（アレルゲン）を異物として認識し、自分の身体を過剰に防御することで不利益な症状を起こすことです

《主な食物アレルギーの症状》

軽い症状：かゆみ、じんましん、唇やまぶたの腫れ、嘔吐、喘鳴

重篤な症状：意識障害、血圧低下などのアナフィラキシーショック



アレルギー表示ってなに？

- ・食物アレルギーを持つ消費者の健康被害を防止する観点から、特定の原材料については、その表示が義務づけられています
- ・アレルギー表示の対象品目は、表示が義務付けられている「**特定原材料**」と、表示が推奨されている「**特定原材料に準ずるもの**」に区分されます
- ・改正後の特定原材料等については以下のとおりです



区分		対象品目	理由
特定原材料 (8品目)	義務表示	えび、かに、 くるみ （追加）、小麦、そば、卵、乳、落花生（ピーナッツ）	特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性が高いもの
特定原材料に準ずるもの (20品目)	任意表示 (推奨)	アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン	症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数見られるが、特定原材料に比べると少ないもの

どのように表示するの？

- ・原則、原材料名の直後に（〇〇を含む）と表示します
（例） 原材料名：じゃがいも、にんじん、ハム（**卵・豚肉を含む**）、マヨネーズ（**卵・大豆を含む**）、たんぱく加水分解物（**牛肉・さけ・さば・ゼラチンを含む**）／調味料（アミノ酸等）
- ・また、例外的に、原材料の最後に全てのアレルゲンをまとめて表示することも可能です

食物アレルギー表示に関するリーフレット等が消費者庁から発行されているので、気になる方は「[消費者庁 食物アレルギー表示に関する情報](#)」で検索！



こちらのQRコードからも！



リスクコミュニケーション についてご存知ですか？

リスクコミュニケーション とは・・・

- ・食品を食べることによって発生する健康被害の確率と被害の大きさを組み合わせたものを「**食品のリスク**」といいます
- ・「**リスクコミュニケーション**」とは、「食品のリスク」について行政、生産者・事業者、消費者など生産から消費に至るまでの関係者が意見交換を行い、情報を共有して理解を進めることです
- ・ホームページを通じた情報発信などの一方向的なものも広い意味でのリスクコミュニケーションに関する取り組みに含まれています



食の安心コミュニティ活動 について

県ではリスクコミュニケーションの推進として、さまざまな取り組みを行っています
今回は、その取り組みの1つである「**食の安心コミュニティ活動**」についてご紹介します

事業の概要

食の安心モニター経験者の方（**食の安心コミュニティ活動リーダー**）を中心に消費者が直接、食品関係事業者を訪問し、見学や意見交換を行うもの  **県民自らが活動する「県民主導型の意見交換」**

なお、意見交換が可能な食品関係事業者は、「**食の安心協力事業者**」として県に登録しています



現在、「**食の安心協力事業者**」を募集しています

ご協力いただける事業者の方は「**山口県 食の安心協力事業者**」で検索！



「やまぐち食の安心・安全情報誌」がwebで読めます！

（バックナンバーもこちらから）

